

新規規制に関する事前評価書

＜特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律＞

規制の名称	フロン類の引渡しの委託等を書面で管理する制度(フロン類引渡行程管理制度)の創設
担当部局	環境省地球環境局環境保全対策課 電話番号：03-5521-8329 e-mail：furon@env.go.jp フロン等対策推進室
評価実施日	平成18年4月28日
政策目的	業務用冷凍空調機器の廃棄時においてフロン類引渡行程管理制度を導入することで業務用冷凍空調機器の廃棄等を行おうとする者(廃棄等実施者)からフロン類の回収業者までの引渡しを確実にを行うことにより、フロン類の大気中への放出を抑制し、オゾン層の保護及び地球温暖化の防止を図る。
規制の内容	<p>・廃棄等実施者は、フロン類を自らフロン類回収業者に引き渡す場合には、当該フロン類回収業者に必要事項を記載した書面を交付し、フロン類のフロン類回収業者への引渡しを他の者に委託する場合には、その業務を受託する者(受託者)に、委託確認書を交付しなければならない。これらの場合においては、廃棄等実施者はそれらの書面の写しを一定期間保存することとし、受託者は、委託確認書をフロン類回収業者に回付するとともに写しを一定期間保存しなければならない。</p> <p>・フロン類回収業者は、フロン類を引き取ったときは、業務用冷凍空調機器の廃棄等実施者及び受託者に対し、引取証明書(又は写し)を交付するとともに、写しを一定期間保存しなければならない。廃棄等実施者及び受託者は受け取った引取証明書(又は写し)を保存しなければならない。</p> <p>根拠条文等：特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第19条の3、第20条の2</p>
規制の必要性	フロン回収破壊法における回収率が低い原因として、第一種特定製品中のフロン類をフロン類回収業者に引き渡すことについて委託されたのかどうか曖昧であり、関係者の認識に齟齬がある等回収の行程管理がなされていないことが挙げられる。このため、フロン類の引渡しに係る事務をいずれの者に委託するのか等、その内容を明確化した書面を交付する義務を廃棄等実施者に課するとともに、フロン類回収業者にフロン類引取りを求めるに際して当該書面を併せて回付する義務を課すことが必要である。
期待される効果	<p>・廃棄等実施者が第三者にフロン類回収業者へのフロン類引渡しを委託する場合、書面を交付することにより、委託関係が当事者間で明確となり、フロン類回収に関し、しばしば生じていると言われる「委託されたか否かが曖昧」「関係者の間で認識の齟齬がある」といった状態を防ぐことができる。</p> <p>・廃棄等実施者及び受託者に委託確認書等の保存義務を課すことにより、廃棄等実施者がフロン類の引渡しを第三者に委託したものの、適切に回収が行われなかった場合、どこで回収が滞ったのかを保存されている書面から確認することが可能となり、都道府県知事による行政指導が行いやすくなるとともに、関係者への抑止効果が働く。</p>
想定される負担	廃棄等実施者は書面を交付するとともに写しを保管する義務、フロン類の引渡しを受託した者は書面を回付するとともに写しを保存する義務、フロン類回収業者はフロン類を引き取ったときには引取証明書(又は写し)を交付するとともに写しを一定期間保存する義務等が生ずる。また、廃棄等実施者は一定期間経過後も引取証明書が交付されなかった場合等には、都道府県知事に報告する義務が生ずる。
想定できる代替手段との比較考量	代替手段として、機器の廃棄時に事前に都道府県知事に届け出るということが考えられる。しかしながら、機器の年間廃棄台数は百数十万台であり、一度に複数の機器を廃棄する場合を考慮しても、毎年、数十万件程度の届出がなされることが想定される。これら全てについて都道府県知事が確認するとすると、都道府県に、過重な負担が生ずることをかんがみると、廃棄前届出制を導入することは困難であり、改正案の制度が、より合理的である。
備考	中央環境審議会答申「今後のフロン類等の排出抑制対策の在り方について」において、「フロン類の回収が適正に完了し、廃棄者が責任をきちんと果たしたことを確認できるよう、また、回収が適切に行われなかった場合において事後に廃棄者又は行政がその原因を究明し、必要な措置を講ずることができるよう、廃棄から回収に至る経路について管理する制度(例えば、フロン類回収管理票(マニフェスト)制度)を導入することが必要である。」と指摘されている。
レビュー時期	平成24年9月末までに行う。